

砂防

ふくしま

第11号

福島県砂防協会機関誌

安全で活力ある地域づくりを支える砂防えん堤



災害関連緊急砂防事業 フタ沢筋 南会津郡田島町大字田島字中町地内

事業概要 砂防えん堤 H=7.5m L=54.0m

本箇所では、平成14年10月2日未明に、台風21号による豪雨により土砂が流出し、下流の人家や耕地、町道に被害を及ぼしました。



CONTENTS

- 福島県砂防協会長あいさつ 2
- 福島県土木部砂防グループ参事あいさつ 2
- 平成16年度福島県砂防関係事業について 3
- 平成15年度福島県砂防協会の活動報告 4
- 平成15年度福島県砂防協会研修会の開催 4
- 平成16年全国治水砂防協会通常総会の開催 5
- 平成15年度「土砂災害防止」に関する
絵画・ポスター・作文コンクール表彰伝達式の開催 5
- 平成15年度に完成した砂防関係施設 6
- 【土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律】
における国、県、市町村の役割 7

みんなで防ごう土砂災害
土砂災害防止月間
6/1→30
 かけ崩れ防災週間 6/1▶7

福島県砂防協会会長あいさつ



福島県砂防協会会長

いわき市長 四家 啓助

会員の皆様には、ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

また、日ごろから本協会の運営にあたり御理解と御協力をいただき深く感謝申し上げます。

さて、昨年10月10日に、社会資本の整備に関し重点項目を設定し、その達成に向けて効果的かつ効率的な事業執行を推進するための「社会資本整備重点計画」が、平成15年度から平成19年度までの計画期間で閣議決定されたところであります。近年の厳しい財政事情から公共事業が縮減されている中で、土砂災害から地域住民の生命と財産を守る砂防関係事業は、より一層の推進が必要であるものと考えております。

また、新たな宅地開発等に伴い土砂災害危険箇所が増加傾向にあることを踏まえ、平成13年4月に施行された「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対

策の推進に関する法律」に基づき、警戒避難体制の確立と一定の開発行為の制限等を中心としたソフト対策を推進する等、ハード・ソフト両面が一体となった総合的な土砂災害対策の実施に向け、福島県砂防協会としても積極的な支援と協力を進めていく必要があります。

このような中で、5月12日に開催された全国治水砂防協会通常総会では、平成16年度の事業計画等を審議するとともに、砂防関係事業の促進に係る緊急決議を採択し、政府関係者や国会議員に対し要望活動を行った他、5月26日には福島県砂防協会研修会を開催し、磐梯山噴火記念館の佐藤副館長からハザードマップの必要性等について御講演をいただいたところであります。

今後とも、微力ではございますが、土砂災害防止のため、本協会の発展と本県の砂防関係事業の推進に鋭意努力していく所存でございますので、会員の皆様の特段の御協力と関係機関の御指導、御支援を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、皆様の今後ますますの御活躍と御健勝を心から祈念いたしまして、あいさつといたします。

福島県土木部砂防グループ参事 あいさつ

(福島県砂防協会常任幹事)

福島県砂防協会員の皆様には、県の砂防行政の推進にあたり、平素から御協力と御支援をいただき感謝申し上げます。平成16年度につきましても、四家会長のもと引き続き砂防関係事業の推進に努めて参ります。

県では、平成15年3月に土砂災害危険箇所の見直し調査結果を公表しましたが、すべての危険箇所を整備するには多くの期間と膨大な費用を要するため、ハード・ソフト対策を両立させた総合的な土砂災害対策を推進する必要があります。

このため、ハード対策については、特に緊急を要する箇所から順次整備することとし、また、ソフト対策としては、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき、土砂災害警戒区域等の指定に向けた基礎調査に着

手し、警戒避難体制の確立に必要な情報を提供するためのシステム整備を推進します。

平成16年度の砂防関係事業の予算は超緊縮型ではありますが、今後とも砂防関係事業をより一層推進したいと考えておりますので、会員の皆様には引き続き御理解と御協力を頂きますとともに、安全で活力ある地域づくりに一層の御尽力を賜りますようお願いいたします。



平成16年度 福島県砂防関係事業について

■ 事業方針

平成16年4月1日現在、県内には土砂災害危険箇所が8,689箇所あり、その内、当面県が対策施設を整備しようとしている箇所に対する整備率は21.3%と非常に低い状況であります。県内の各地に数多く散在している土砂災害危険箇所の解消を図るため、重点的かつ効率的な観点で計画的にハード対策を進め、土砂災害から地域住民の生命と財産を守り、「安全で安心できる生活環境づくり」を推進します。施設整備にあたっては、水と緑豊かな空間の保全と創出を図り、適切な管理や地域の活性化に寄与するため、「溪流環境整備計画」を指針として、個々の溪流や斜面が持つ豊かな自然環境や周囲の景観に配慮します。

また、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づく土砂災害警戒区域等の指定や、土砂災害に対する警戒避難体制の確立に必要な情報提供等のソフト対策を推進し、「総合的な土砂災害対策」を実施します。

さらに、施設の老朽化等による機能低下は、重大な土砂災害につながるおそれがあるため、施設点検や維持管理の充実を図ります。

● 土砂災害危険箇所の整備状況

平成16年3月末現在

種 別	箇所数※1	県要対策箇所	整備済数	整備率※4
土石流危険溪流	4,248(4,272)	1,667※2	271	16.3%
地すべり危険箇所	142(143)	142	55	38.7%
急傾斜地崩壊危険箇所	4,274	1,200※3	314	26.2%
合 計	8,664(8,689)	3,009	640	21.3%

※1 () 書きは直轄分を含む箇所数である。

※2 土石流危険溪流の要対策箇所は、ランクⅠを対象としている。

※3 急傾斜地崩壊危険箇所の要対策箇所は、ランクⅠ(人工斜面と他所管を除く)を対象としている。

※4 整備率は県要対策箇所ベースである。

1 砂防事業

① 通常砂防事業

土石流危険溪流等で土砂災害が発生するおそれのある箇所を重点に、66箇所の整備を行う。

◇施工箇所 イノシシ沢(棚倉町)外65箇所

② 火山砂防事業

火山地域における異常な土石流出により、被害を受けるおそれのある9箇所の整備を行う。

◇施工箇所 加藤谷川(下郷町)外8箇所

③ 砂防設備修繕事業

砂防設備の機能を保持するため、老朽化した砂防えん堤を重点に、2箇所の設備修繕を行う。

◇施工箇所 前沢入川(館岩村)外1箇所

2 地すべり対策事業

地すべり活動により、河川、道路、人家等へ被害を及ぼすおそれのある区域において、近年、地すべり活動の発生した地区、治水上重要な地区、防災上重要な道路のある地区を主体に、緊急性の高い11箇所の整備を図る。

① 緊急土砂災害対策

近年、地すべり災害や地すべり変状が発生した地区の対策

◇施工箇所 蓬莱地区(山都町)外1箇所

② 治水対策

地すべり活動により河川に土砂が流出した場合、上下流の河川沿いの地域に甚大な被害を及ぼすおそれのある地区の対策

◇施工箇所 利田地区(高郷村)外1箇所

③ 避難・輸送対策

地域防災上の重要な避難路や震災時の緊急輸送路となっている道路がある地区の対策

◇施工箇所 大利地区(いわき市)外6箇所

3 急傾斜地崩壊対策事業

がけ崩れにより、人命や財産に被害を及ぼすおそれのある箇所において、近年、がけ崩れ被害のあった箇所や災害弱者関連施設のある箇所、また、地域防災計画における避難路及び避難場所がある箇所を主体に、緊急性の高い30箇所の整備を図る。

① 緊急土砂災害対策

平成10年6月末豪雨災害等、近年にがけ崩れ被害を受けた箇所の対策

◇施工箇所 反町地区(小野町)外5箇所

② 災害弱者対策

土砂災害の発生時に、円滑に避難することが困難な高齢者や幼少者が、入所・通園している病院や幼稚園等の災害弱者関連施設のある箇所の対策

◇施工箇所 亀谷一丁目1号地区(二本松市)外2箇所

③ 避難関連対策

地域防災上重要な避難路が通過する箇所の対策

◇施工箇所 中居地区(古殿町)外8箇所

④ 危険箇所集中地区対策

危険箇所が集中して存在する(50箇所以上)いわき市内における箇所の対策

◇施工箇所 四軒町地区(いわき市)外5箇所

⑤ 地域重要路線保全対策

地域活性化のための重要な路線がある箇所の対策

◇施工箇所 竹田一丁目地区(二本松市)外5箇所

4 雪崩対策事業

過去に雪崩による被害を受け、または、今後被害を受けるおそれが高く、保全効果の大きい3箇所の整備を行う。

◇施工箇所 惣七前地区(西会津町)外2箇所

5 ソフト対策事業

① 土砂災害情報相互通報システム整備事業

市町村が行う警戒避難体制の確立に資するため、土砂災害警戒情報等の提供とシステムの整備を行う。

② 砂防関係基礎調査

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき、土砂災害危険箇所の土地に関する地形や地質、降雨特性、土地の利用状況等に関する調査を行う。

● 平成16年度当初予算(県予算)

区分	事業名	事業費(千円)	箇所数
補助事業	通常砂防事業	2,625,271	66
	火山砂防事業	865,335	9
	地すべり対策事業	431,000	11
	急傾斜地崩壊対策事業	1,064,500	30
	雪崩対策事業	150,000	3
	土砂災害情報相互通報システム整備事業	40,000	-
	砂防関係基礎調査費	330,000	-
	砂防設備修繕事業	57,000	2
	小 計	5,563,106	121
県単事業	施設整備費(砂防・地すべり・急傾斜)	95,240	10
	調査費(砂防・地すべり・急傾斜)	60,900	-
	維持管理費(砂防・地すべり・急傾斜)	73,644	-
	その他	14,163	-
	小 計	229,784	10
国直轄事業	直轄火山砂防事業	340,095	-
	直轄地すべり対策事業	121,455	-
	小 計	461,550	-
	砂防関係事業費合計	6,254,440	131

平成15年度 福島県砂防協会の活動報告

1 福島県砂防協会

①平成15年度通常総会	平成15年7月10日	福島市・福島ビューホテル
②平成15年度要望活動	平成15年12月2日	東京都
③平成15年度研修会	平成16年5月26日	福島市・福島ビューホテル

2 全国治水砂防協会東北地区協議会

①平成15年度通常総会	平成15年7月16日～17日	宮城県鳴子町
②平成15年度要望活動	平成15年8月8日	東京都
③平成15年度臨時総会	平成16年2月18日	東京都・砂防会館

3 全国治水砂防協会

①平成15年度促進大会	平成15年12月2日	東京都・砂防会館
②平成16年度通常総会	平成16年5月12日	東京都・砂防会館

平成15年度 福島県砂防協会研修会の開催

平成16年5月26日（水）に福島市の福島ビューホテルで、県内の市町村から約80名の防災担当職員が参加して、平成15年度福島県砂防協会研修会が開催されました。

研修会では、磐梯山噴火記念館の佐藤副館長から「火山のハザードマップと火山噴火防災対策」と題して講演をいただき、また、土木部砂防グループからは、「土砂災害危険箇所における警戒避難体制の整備」と「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に関する説明がありました。

午後からは、2台のバスに分乗して、北塩原村の磐梯山噴火記念館と福島市荒井にある荒川遊砂地砂防えん堤（国直轄事業）を視察しました。

磐梯山噴火記念館の佐藤副館長の講演では、ハザードマップは公表するだけでなく、地域住民へ認識さ

せることが重要であることやハザードマップは公表すれば終わりではなく、防災対策の出発点であるとの話があり、火山噴火だけではなくすべての防災対策について、深く考えさせられるものでありました。

また、荒川遊砂地砂防えん堤は、東北地方では初めて採用された大暗渠砂防えん堤で、水叩き工と護床工の基礎部に、コンクリートの代わりに現地で発生した河床砂礫とセメント、水を混合した物を使用した砂防ソイルセメント工法が採用されており、初めて見る大暗渠砂防えん堤や現地発生材料を有効利用した工法に驚くばかりでありました。

磐梯山噴火記念館の佐藤副館長と国土交通省福島河川国道事務所荒川砂防出張所の高橋所長には、大変お世話になりました。



磐梯山噴火記念館佐藤副館長の講演



荒川遊砂地砂防えん堤で説明を受ける参加者

平成16年度 全国治水砂防協会通常総会の開催

平成16年5月12日（水）午前11時から、東京都千代田区平河町の砂防会館別館シェーンバッハサポール根で、全国治水砂防協会の平成16年度通常総会（第68回）が開催されました。

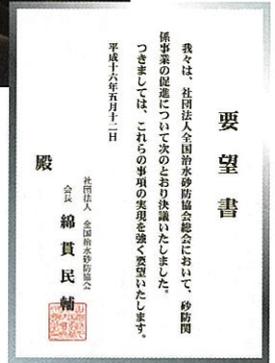
通常総会には、全国各地から約1200名余の会員が参集し、福島県からも四家会長をはじめ約40名の会員の皆様に御出席いただきました。

通常総会では、綿貫民輔全国治水砂防協会長のあいさつの後、衆参国會議員、国土交通省関係者等多数の来賓を代表して国土交通省の大石技監から祝辞があり、平成15年度の事業内容及び収支決算の報告や平成16年度の事業計画（案）及び収支予算（案）の審議等が行われました。また、最後に、公共事業関係の補助金が削減される中、平成17年度の砂防関係事業の所要規模を確保するため、砂防関係事業の促進に関する緊急決議が採択されました。

通常総会終了後、富永副会長が東北・北海道地区から代表団として国土交通省や財務省等の政府関係者に、また、通常総会に出席された車田理事外5名の役員により、県選出の国會議員に対し要望活動を行いました。



東京都の砂防会館で行われた通常総会

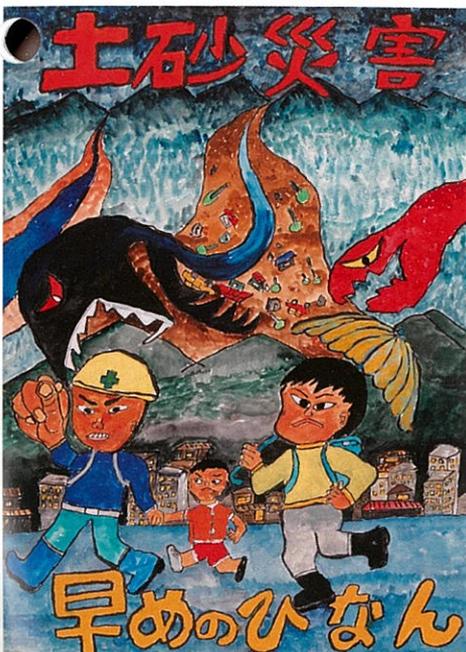


緊急決議された要望書

平成15年度「土砂災害防止」に関する 絵画・ポスター・作文コンクールの表彰伝達式の開催

国土交通省が主催した、平成15年度「土砂災害防止」に関する絵画・ポスター・作文コンクールの受賞者に対する表彰伝達式が、平成16年3月3日（水）から10日（水）までに、各受賞者が在籍している小中学校で行われました。

国土交通大臣賞（小学生ポスター部門）を受賞した、相馬市立桜丘小学校4年の北畑雄大君には、高木相双建設事務所長から表彰状と記念品が手渡されました。（写真）



国土交通大臣賞を受賞した作品

その他、国土交通事務次官賞として、矢内恵さん（中学生ポスター部門・石川町立石川中学校3年）、二瓶歩さん（中学生作文部門・長沼町立長沼中学校3年）、砂防部長賞として、鈴木健史君（中学生絵画部門・白河市立白河第二中学校3年）、土川瀬莉奈さん（小学生ポスター部門・二本松市立二本松南小学校5年）にも、各建設事務所長から表彰状と記念品が手渡されました。

なお、県の地方審査で福島県砂防協会優秀賞を受賞した21名への表彰伝達式は、昨年の11月に行われております。



相馬市立桜丘小学校での伝達式



伝達された表彰状

平成15年度に完成した砂防関係施設

① 通常砂防事業 寺沢筋 大沼郡三島町大字大登地内

◇事業年度 平成12年度～平成15年度

◇事業概要 砂防えん堤工 H=10.0m L=62.5m

◇本溪流では、平成10年8月末の豪雨により山腹崩壊が発生し、河床に不安定土砂が堆積したため、次期豪雨時に下流の人家や耕地に甚大な被害を及ぼすおそれがあることから、砂防えん堤を施工しました。砂防えん堤の整備にあたっては、下流取付護岸工に間伐材による杭柵工を用いる等、自然環境と周囲の景観に配慮しました。



③ 地すべり対策事業 鴉巣地区 南会津郡南郷村大字鴉巣地内

◇事業年度 平成6年度～平成15年度

◇事業概要 集水井工 N=3基 水路工 L=684.5m

◇当地域は、太古の昔から地すべりが発生している大規模な地すべり地帯で、平成4年の融雪期に、南郷中学校周辺の構造物等に亀裂が生じていることが確認されたため、平成6年度に対策工事に着手しました。当地域は南会津の豪雪地帯に位置していることから、本事業で集めた地下水を流雪溝に配水し、冬期間は集落の除雪作業に、夏期間は清流を確保する等、地域の生活に有効に活用しております。



② 通常砂防事業 桑木町沢筋 いわき市添野町字桑木町地内

◇事業年度 平成13年度～平成15年度

◇事業概要 砂防えん堤工(鋼製) H=7.0m L=37.2

◇本地域の地質は、江畑広陵と呼ばれる第三紀層からなっており、河床には上流域から流出した不安定土砂が堆積しており、次期豪雨時に土砂が流出する危険性が高かったことから、砂防えん堤工を施工しました。えん堤型式には、現地発生土を中詰土として有効利用することやえん堤前面の緑化が可能となる鋼製ダブルウォールを採用し、自然と共生できる設備としました。



④ 急傾斜地対策事業 馬場宿地区 石川郡石川町大字坂路地内

◇事業年度 平成13年度～平成15年度

◇事業概要 待受擁壁工 L=71.0m 張コンクリート工 L=39.0m ロックネット工 A=980.0㎡

◇本地区は、平成13年9月の台風15号に伴う豪雨により法面崩壊が発生し、人家の一部に被害が生じた箇所で、次期豪雨時には大規模な斜面崩壊が発生するおそれがあるため、待受擁壁工と張コンクリート工を施工し、上部斜面の浮石崩落対策には、周囲の自然環境や林相に配慮するためネット張工を採用しました。また、工事の実施にあたっては、住居が斜面と近接していたため、綿密な施工計画の基で細心の注意を払いました。



【土砂災害警戒区域等における 土砂災害防止対策の推進に関する法律】 における国、県、市町村の役割

1. 国(国土交通大臣)の役割

- (ア) 土砂災害防止対策基本指針の作成(法3条)
…基礎調査や区域指定等について、基本方針を作成する。
- (イ) 緊急時の指示(法28条)
…土砂災害が発生し、または発生するおそれがある場合、都道府県知事に対し必要な指示を行う。
- (ウ) 調査費用の補助(法26条)
…基礎調査に要する費用の一部を補助する。

2. 都道府県の役割

- (ア) 基礎調査の実施(法4条)
…土砂災害警戒区域の指定等のために必要な基礎調査を実施する。
- (イ) 土砂災害警戒区域の指定(法6条)
…土砂災害の恐れのある区域を、関係市町村の意見を聴いて土砂災害警戒区域として指示し、区域を公示すると共に、公示事項にかかる図書を関係市町村長に送付する。
- (ウ) 土砂災害特別警戒区域の指定(法8条)
…土砂災害により著しい危害が生じるおそれのある区域を、関係市町村の意見を聴いて、土砂災害特別警戒区域として指定する。その場合、建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項等を定め、公示するとともに、公示事項にかかる図書を関係市町村長に送付する。
- (エ) 開発行為の許可(法9条)
…特別警戒区域における住宅地分譲や社会福祉施設等の建築のための特定開発行為を原則として禁止し、許可、監督等を行う。
- (オ) 建築物の建築確認
(建築主事を置く市町村の場合は市町村)(法24条)
…特別警戒区域に建築される居室を有する建築物について、建築基準法による基準に照らして、公示された衝撃に対して安全性を有しているか確認する。
- (カ) 移転等の勧告(法25条)
…土砂災害時に著しい損壊が生じるおそれがある建築物の所有者等に対し、移転等の勧告やその場合の土地の取得のあっせん等を行う。

結果通知

意見聴取

市町村長

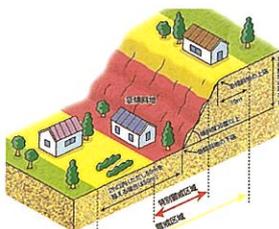
3. 市町村の役割

- (ア) 特別警戒区域に関する図書の縦覧(法8条)
…特別警戒区域の指定、公示に関する図書を一般に縦覧する。
- (イ) 警戒避難体制の整備(法7条)
…警戒区域ごとに土砂災害に係る情報の収集、警戒避難体制の整備に関する事項を市町村地域防災計画に定めるとともに、土砂災害に関する情報を関係住民に周知する。

【参考】 げけ地近接等危険住宅移転事業により、建築基準法の構造基準に適合していない既存不適格住宅について移転を促進する。

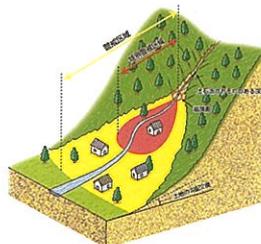
◆土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域のイメージ

■急傾斜地の崩壊



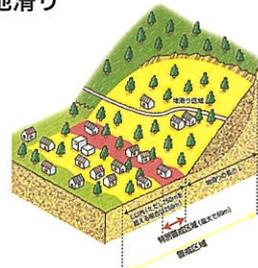
※傾斜度が30度以上である土地が崩壊する自然現象

■土石流



※山腹が崩壊して生じた土石流又は溪流の土石等が水と一体となって流下する自然現象

■地滑り



※土地の一部が地下水等に起因して滑る自然現象又はこれに伴って移動する自然現象

平成16年度土木部砂防グループ職員紹介

平成16年度の砂防グループの新体制は下記のとおりです。本年度もよろしくお願いいたします。

参 事	高橋 康寛	主 幹	宮川 信行
	砂 防 担 当		傾斜地保全担当
主任主査	齋藤 恭一	主任主査	佐藤 功
主 査	瓜生 健光	主 査	山野辺 豊
主 査	黒田 敬	主 査	後藤 輝夫
副主査	宮田 賢一	技 師	吉田 秀喜
副主査	六角 弘通		

土砂災害防止に関する作品募集

国土交通省では、土石流・地すべり・がけ崩れ等の土砂災害から、かけがえのない命と財産を守るため、毎年6月を「土砂災害防止月間」と定め、土砂災害防止に関する国民の皆様のご理解とご協力得るよう種々の行事を行っています。

この行事の一環として、明日を担う小・中学生の皆さんに、土砂災害及びその防止についての理解と関心を深めていただくために、次のとおり作品を募集しています。

募集期間 平成16年
6月1日～9月15日

募集対象 全国小・中学校生徒

募集作品 土砂災害防止に関する
絵画・ポスター・作文

表彰内容 国土交通大臣賞、国土交通事務次官賞、
砂防部長賞、福島県砂防協会会長賞

問合せ先 県庁砂防グループ

電 話 **024(521)7493**

F A X **024(521)7716**

編 集 後 記

「砂防ふくしま(第11号)」をお届けします。

平成16年度砂防関係事業の予算も厳しいものとなりましたが、今度とも、皆様とともに砂防関係事業の推進に努めて参りますのでよろしくお願いいたします。

これからも充実した「砂防ふくしま」を目指しますので、皆様の御意見、御希望をお寄せください。

また、県庁にお越しの際は是非砂防協会事務局までお立ち寄り下さい。



発行●福島県砂防協会
印刷●有限会社吾妻印刷

〒960-8670福島市杉妻町2-16(福島県土木部河川港湾領域砂防グループ) TEL024-521-7492 FAX024-521-7716

〒960-8074福島市西中央4-25

TEL024-534-0342(代) FAX024-536-0158

R100

古紙配合率100%再生紙を使用しています